

八幡市暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡市暴力団排除条例（平成25年八幡市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(規則で定める使用人)

第3条 条例第2条第3号イ及びウに規定する規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。

- (1) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (2) 営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

(市の事務及び事業における措置)

第4条 条例第6条の規定により暴力団員等及び暴力団密接関係者について講じる措置は、次のとおりとする。ただし、法令等に別の定めがあるとき又は公益上必要があるときは、この限りでない。

- (1) 暴力団員等に対し、法令又は条例若しくは規則に定める基準に従い許認可等（許可、認可、免許その他の何らかの利益を付与する処分をいう。）をしないこと。
- (2) 暴力団員等に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に基づく補助金を交付しないこと。
- (3) 暴力団員等に対し、事業の用に供する資金の貸付けをしないこと。
- (4) 暴力団員等に対し、市有財産を貸付け、交換し、売払い、譲与し、出資の目的とし、信託し、若しくは私権を設定し、又は地方自治法第238条の4第7項の規定による使用の許可をしないこと。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、暴力団員等及び暴力団密接関係者と契約を締結しないこと（入札参加資格登録に登録しないことを含む。）。
- (6) 暴力団員等及び暴力団密接関係者が行う行事を後援し、又は共催しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団員等及び暴力団密接関係者を、市長が別に定める事務又は事業の相手方等としないこと。

2 市長は、前項の措置のため必要な範囲内において、八幡警察署長に対し、前項の措置の相手方が暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当するかどうかについて、意見を聴くことができる。

(誓約書を徴する必要のない場合)

第5条 条例第10条第5項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 契約の当事者間において、市が発注する一の建設工事に関連する基本契約（取引を継続して行うために締結される取引に関する基本的事項を定める契約をいう。以下同じ。）を締結し、当該基本契約に基づき具体的な契約を締結する場合であって、次に掲げるとき。

ア 当該基本契約等の締結のときに誓約書を徴しているとき。

イ 当該基本契約に基づく他の具体的な契約の締結のときに誓約書を徴しているとき。

(2) 契約の当事者間において、市が発注する一の建設工事に関連する契約の締結のときに誓約書を徴している場合であって、当該契約の変更の契約を締結するとき。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、暴力団排除に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。